

7月15日(木曜)から、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受付窓口を開設します

豊島区は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活に困窮する世帯を支援するため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給を開始します。対象は社会福祉協議会が行う総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用することができない世帯で、令和3年7月15日(木曜)から、8月31日(火曜)までの期間、原則郵送での申請を受け付けます。豊島区役所4階には受付窓口も開設します(原則予約制)。

対象者への周知は直接通知やパンフレット、区公式ホームページ、広報としま等で行います。

■支給対象世帯 (約4,000世帯)

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯

※上記のほか、世帯の収入額、預貯金額がそれぞれ次の基準額以下の場合。

世帯人数	収入合計基準額	預貯金合計基準額
単身	13.8万円	50.4万円
2人	19.4万円	78万円
3人以上	24.1万円	100万円

■支給額

単身世帯:月額6万円、2人世帯:月額8万円、3人以上世帯:月額10万円

■支給期間

最大3カ月

■申請受付

期間:令和3年7月15日(木)から令和3年8月31日(火)

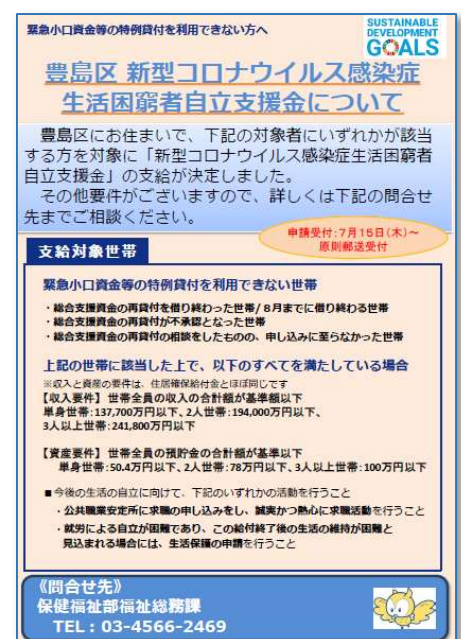
申請方法:原則郵送

受付窓口:本庁舎4階介護保険課横※原則予約制(8時30分から17時15分)。

■外国籍の方向けの対応

外国語通訳者の配備、タブレットを利用したビデオ通訳

外国語パンフレットの配置



緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

豊島区 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

豊島区にお住まいで、下記の対象者にいずれかが該当する方を対象に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給が決定しました。その他要件がございますので、詳しくは下記の問合せ先までご相談ください。

申請受付:7月15日(木)~原則郵送受付

支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

【収入要件】世帯全員の収入の合計額が基準額以下
単身世帯:137,700万円以下、2人世帯:194,000万円以下、3人以上世帯:241,800万円以下

【資産要件】世帯全員の預貯金の合計額が基準以下
単身世帯:50.4万円以下、2人世帯:78万円以下、3人以上世帯:100万円以下

- ・今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

《問合せ先》
保健福祉部福祉総務課
TEL: 03-4566-2469

<問い合わせ先>

自立支援促進担当課長

豊島区 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金について

豊島区にお住まいで、下記の対象者にいずれかが該当する方を対象に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給が決定しました。

その他要件がございますので、詳しくは下記の間合せ先までご相談ください。

申請受付:7月15日(木)～
原則郵送受付

支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

【収入要件】世帯全員の収入の合計額が基準額以下

単身世帯:137,700万円以下、2人世帯:194,000万円以下、
3人以上世帯:241,800万円以下

【資産要件】世帯全員の預貯金の合計額が基準以下

単身世帯:50.4万円以下、2人世帯:78万円以下、3人以上世帯:100万円以下

■今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

《問合せ先》

保健福祉部福祉総務課

TEL : 03-4566-2469

